

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大島、岩ヶ鼻、外垣、長江

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

原則として農地中間管理機構を活用し、地域の農業者を中心に農地の流動化を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

○新規就農の促進…新規就農者を育成し、中核的担い手（法人）の基盤強化を図る。

○低コスト化…肥料・農薬の共同購入や農地集約、機械の効率化などを進める。

○多集落との連携…隣接する集落と連携し、農地の集積を図り、担い手を育成する。

○地産地消の促進…非農家等への地元農産物の消費の拡大を図るなど地産地消を推進する。